

# 11 視覚障害者移動等円滑化経路

## 《基本的考え方》

視覚障害者誘導用ブロックの敷設や音声誘導装置の設置は、視覚障害者の危険回避や円滑な移動をサポートするための有効な手段です。設計においては、周辺状況を考慮して道等から施設利用に関する情報が得られる場所までの経路を、連続的に、かつ遠回りや複雑にしないような配慮が求められます。

## 視覚障害者移動等円滑化経路

【凡例】●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準 ☆福まち条例独自基準 (努力義務)

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び
	田位 ひみ ひ ノ へ ソ 木 [7]	埼玉県バリアフリー条例
対象	主要な案内板、視覚障害者対応案内設備	案内設備又は案内所を設ける建築物(不
	又は案内所を設ける建築物	特定かつ多数の者が利用し、又は主として
0.4===		視覚障害者が利用するものに限る。)
①経路	★道等から主要な案内板(点字、音声その	令第 22 条第 1 項
(主要な案内	他の方法により視覚障害者を案内するも	道等から令第21条第2項の規定による
板又は案内	のに限る。)、「10 案内設備③」で整備	設備又は今第21条第3項の規定による案
所から道等	する視覚障害者対応案内設備又「10 案	内所までの経路(不特定かつ多数の者が利用して、日本の経路(不特定かつ多数の者が利用して、日本の経路(大利の大利の大利の大利の大利の大利の大利の大利の大利の大利の大利の大利の大利の大
まで)	内設備①」による案内所までの利用者の	用し、又は主として視覚障害者が利用する   ものに限る。) は、そのうち一以上を、視
	用に供する経路は、そのうち1以上を、	覚障害者移動等円滑化経路にしなければな
	視覚障害者移動等円滑化経路とするこ	らない。ただし、視覚障害者の利用上支障
	と。ただし、令第22条第1項ただし書	がないものとして国土交通大臣が定める場
	に規定する場合は、この限りでない。	合は、この限りでない。
	に尻足りる場合は、この限りでない。	平成 18 年国交省告示第 1497 号第 4
		次のいずれかの場合
		・駐車場の場合
		・受付やフロント等から建物出入口を容
		易に視認でき、かつ、道等から当該出
		入口まで点状ブロック等で誘導される
		場合
②誘導用	●令第 22 条第2項に適合すること。	令第 22 条第 2 項第 1 号
ブロック等		視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障
		害者の誘導を行うために、線状ブロック等
		及び点状ブロック等を適切に組み合わせて
		敷設し、又は音声その他の方法により視覚
		障害者を誘導する設備を設けること。ただ
		し、進行方向を変更する必要がない風除室 内においては、この限りでない。
		令第 22 条第 2 項第 2 号   視覚障害者移動等円滑化経路を構成する
		敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚
		障害者に対し警告を行うために、点状ブロ
		ック等を敷設すること。
		イ 車路に近接する部分
		ロ 段がある部分又は傾斜がある部分の上
		端に近接する部分(視覚障害者の利用上
		支障がないものとして国土交通大臣が定
		める部分を除く。)
		平成 18 年国交省告示第 1497 号第5
		次のいずれかの場合
		・勾配が 1/20 を超えない傾斜の上端に
		近接するもの
		・高さが 16 cmを超えず、かつ勾配が
		1/12 を超えない傾斜の上端に近接す
		│ るもの ・段がある部分若しくは傾斜がある部分
		- ・校がめる部分右しくは傾斜がめる部分 と連続して手すりを設ける踊場等
		こ 連 祝して すりり を 設け る

#### 《用語の定義》

## THE	U) /L 1% //		
		福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
主要な案内板		建築物又はその敷地内の高齢者、 障害者等の円滑な利用に配慮した便 所、駐車施設又はエレベーターその 他の昇降機の配置を表示した案内板 その他の設備	_
道等		道又は公園、広場その他の空地	同左
	当該建築物の 車寄せ (読み替え)	利用者の用に供する車寄せが設けられた建築物の移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により、「6【2】移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路」に定める基準に適合することが困難である場合における「11 視覚障害者移動等円滑化経路」の規定の適用については、「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする	-
利用者		施設を利用し、当該施設において サービス等の提供を受ける者	-
視覚障害者移動等円 滑化経路		視覚障害者が円滑に利用できる経 路(「11 視覚障害者移動等円滑化経 路」で整備する経路)	視覚障害者が円滑に利用できる経 路(令第22条で整備する経路)
線状ブロック等		床面に敷設されるブロックその他 これに類するものであって、線状の 突起が設けられており、かつ、周囲 の床面との色の明度、色相又は彩度 の差が大きいことにより容易に識別 できるもの	同左
点状プ	ロック等	床面に敷設されるブロックその他 これに類するものであって、点状の 突起が設けられており、かつ、周囲 の床面との色の明度、色相又は彩度 の差が大きいことにより容易に識別 できるもの	同左

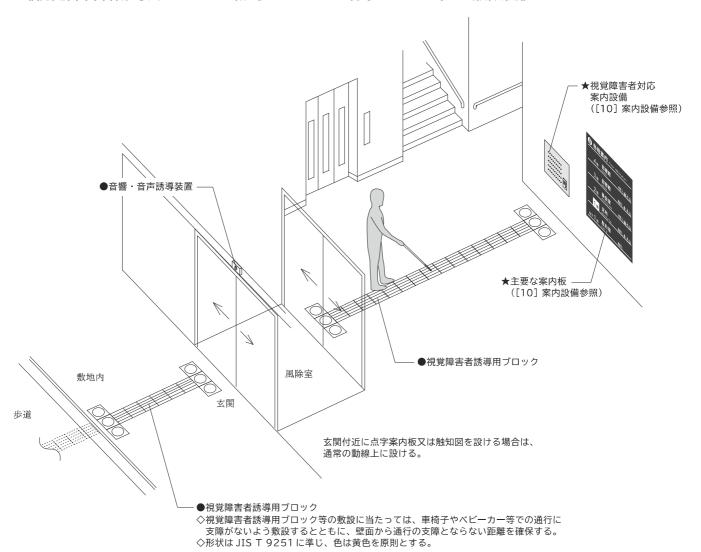
#### 《解説》

- ①【経路】視覚障害者の危険回避や効率的な移動を支援するため、道等から主要な案内板、視 覚障害者対応案内設備又は案内所までの経路を整備する。なお、地形の特殊性により移動等 円滑化経路を構成する敷地内の通路の整備が困難な場合に限り、利用者が使用する車寄せか ら主要な案内板等までの経路を整備する。
- ②【誘導用ブロック等】線状ブロックは主に誘導用に用いられ、点状ブロックは主に注意喚起 や警告用に用いられる。視覚障害者を安全に誘導するため線状ブロックを用い、視覚障害者 の移動において歩車道境界や段差の認知等を行い衝突や落下等を防止するため、歩車道境界 の近くや段等の上端に点状ブロックを敷設し、視覚障害者へ注意喚起を行う。

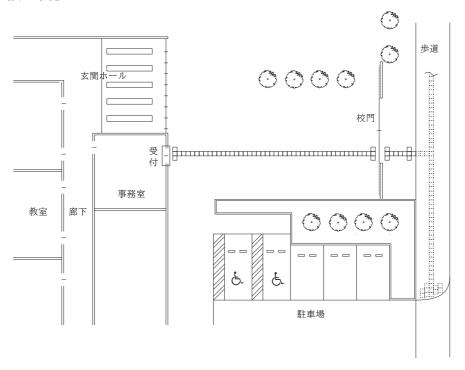
#### 《望ましい整備》

- ・エスカレーターに視覚障害者を誘導する場合は、視覚障害者誘導用ブロック若しくは音声案 内(チャイムを含む)を適切に設ける。
- ・専ら高齢者が利用する施設及び幼児が利用する施設では、ブロック等の敷設が利用者の通行 に支障をきたらさないよう配慮する。
- ・視覚障害者誘導用ブロックは、弱視者が視認しやすいように通路の床仕上げ材料との間で輝度比 2.0 以上、明度差 5 を確保する。また、金属鋲タイプのブロック等は、滑りやすく施工性能等に難があるため使用しない。

# 《視覚障害者誘導用ブロック(点状ブロック、線状ブロック)の敷設例》



# 《学校の例》



# 《受付カウンター付近に管理者等が常駐し、

# 出入口内部での視覚障害者誘導用ブロック等の敷設が不要となる場合の例》

※施設の管理者等は、視覚障害者が訪れた時は、出入口で必要な介助、誘導を行う。

